

## ふじクリーンパートナー実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、市民の環境美化の意識の醸成を図るため、道路、河川、公園等の公共施設の一部（以下「活動区域」という。）において、市民2人以上によって構成された市民活動団体、事業所等（以下「団体等」という。）が主体となって行う美化活動の支援を通して、団体等と行政のパートナーシップを構築し、協働して美しいまちづくりを推進することを目的とする。

### (団体等の活動内容)

第2条 団体等が行う美化活動の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 活動区域内における落ち葉、空き缶、吸殻等の散乱ごみの収集
- (2) 活動区域内における草取り
- (3) 活動区域内における美化等に係る情報の提供（樹木の損傷、道路の破損、不法投棄等）

### (市の役割)

第3条 市は団体等に次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 美化活動に必要な物品の支給
- (2) 標示板の設置（1基）
- (3) 美化活動によって集められたごみの収集
- (4) その他美化活動に関する活動

### (活動の届出)

第4条 団体等は、初めて活動を行う際は、活動区域を定め、市長に活動届出書（第1号様式）を届け出なければならない。

### (合意書の取交し)

第5条 市長は、前条の届出があった場合、その内容が適切であると認められるときには、団体等と合意書（第2号様式）を取り交わすものとする。

### (報告)

第6条 団体等は、当該年度の美化活動が終了したときは、活動報告書（第3号様式）により市長に報告しなければならない。

### (活動の中止)

第7条 団体等が活動を中止する場合は、市長に活動辞退届出書（第4号様式）を届け出なければならない。

(合意の解消)

第8条 市長は、次に掲げる事項に該当する事由が発生したときは、合意を解消することができる。

- (1) 前条の規定による届出があったとき。
- (2) 第6条の規定による報告において、その報告を3年以上怠ったとき、又は、虚偽の報告を行ったとき。
- (3) 美化活動の実情が、合意の内容と著しく異なると認められたとき。
- (4) その他ボランティア活動としてふさわしくないと認められたとき。

(団体等の責務)

第9条 団体等は、参加者に事故や怪我の無いよう安全に十分配慮しなければならない。

(第三者との紛議)

第10条 団体等の美化活動により発生した事故及び第三者との紛議については、当事者間で解決するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年1月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月1日から施行する。